

令和5年第1回

月形町教育委員会会議録

令和5年1月24日

月形町教育委員会

令和5年第1回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和5年1月24日（火） 午後4時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克 成
主 幹 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
学務係長 加 藤 亮
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第1号 月形町義務教育学校基本構想（案）に対する意見募集の結果【案】について
議案第2号 月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定について
議案第3号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号 月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
報告第1号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年12月分・令和5年1月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和5年第1回月形町教育委員会議案会議録
(令和5年1月24日)

- 古谷教育長 ただいまから令和5年第1回月形町教育委員会議を開催します。
(午後4時00分開会)

- 古谷教育長 教育行政報告を説明願います。

- 五十嵐教育次長 1頁をお開きください。教育行政報告をご説明します。

前回令和4年第6回教育委員会が11月22日に開催、25日自民党・道民会議教育振興議連による月形高校の視察があり、視察後、上坂町長、古谷教育長と懇談をしています。

26日PTA連合会研究大会が開催され、3委員が出席しています。29日には第2回の総合教育会議が開催され、義務教育学校基本構想(案)が承認されました。

30日には、全日本女子サッカー選手権大会に出場する月形中学校3年生の高山さんと1年生の石川さんが、教育委員会を表敬訪問してくれました。残念ながら試合は初戦敗退とのことでした。

12月3日には、小学校のブラスアンサンブルの定期演奏会が行われ、中学校の吹奏楽部も参加してくれ良い演奏会でした。6日、7日と第4回町議会定例会が行われました。

12日に教育局の義務教育指導監が小中学校を訪問しました。13日の教育委員の学校訪問では、小学校の4時間目を視察、給食を小学校でとり、中学校の5時間目を視察しました。

本年は、昭和28年に月形町が町制施行されて70周年を迎えることから、19日それに向けての第1回目の記念事業推進委員会が開催されました。21日に第7回の定例校長・教頭会合同会議。2頁になります。28日に教育委員会表彰式を開催しました。

1月7日二十歳を祝う会を開催し、13日は3年ぶりの開催となりました新年交礼会が開催されました。なお、21日のヘルシーアカデミー(ゴルポッカ)は、荒天により中止となりました。

説明は以上です。

- 古谷教育長 ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 古谷教育長 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- 古谷教育長 議案第1号 月形町義務教育学校基本構想(案)に対する意見募集の結

果【案】についてを議題といたします。

上葛主幹説明願います。

- 上葛主幹 議案第1号 月形町義務教育学校基本構想（案）に対する意見募集の結果【案】についてをご説明します。

議案書3頁をお開きください。

議案第1号 月形町義務教育学校基本構想（案）に対する意見募集の結果【案】について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により月形町義務教育学校基本構想（案）に対する意見募集の結果【案】について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

昨年12月1日から12月30日まで行ったパブリックコメントへの対応となります。

「募集方法の概要」ですけれども、周知につきましては、広報紙への掲載、IP告知端末機によるお知らせを行い、冊子を図書館、町民サロン、コミュニティセンター、体育館、病院の5か所に備え付け、町ホームページで公開を行いました。

応募方法につきましては、直接持参、郵便、ファックス、電子メールにより受け付けを行っています。

募集の結果につきましては、1名の方より1件の意見応募がありました。

いただきましたご意見への対応（案）につきまして、3頁となります。

まず、いただきましたご意見ですけれども、基本構想（案）の第2章の「3 施設設備」の「(10)地域連携施設」にある「図書館について」という表題となっています。

具体的には、基本構想（案）の10頁にあります「(10)地域連携施設」の中で、「『地域住民の利用が可能な施設環境の検討』ということにはどのような在り方が想定・検討されているでしょうか。」という内容になります。併せて「町立図書館と学校図書館の融合（複合）ということは検討可能でしょうか。」ということも記載されています。

資料につきましては、本日お配りしていますので、只今から2～3分程度時間を取りたいと思いますので、まず、「意見」の部分についてのみご一読いただければと思います。

まず、「意見」の部分についてご一読いただけたかと思います。要約させていただきますと、主に人口減少に係る部分と考えていますが、将来的な人材不足による公共施設の運営や維持管理への懸念、公共図書館を学校内に設置し複合化することによる図書館機能の充実や学校へのメリット、蔵書や施設機能の重複を無くすことによる経済性や蔵書予算の

充実などが記載されています。そして、その根拠となる参考資料や情報源についても記載されているところです。

最後に記載した自身の意見である図書館の複合化を踏まえたうえで、義務教育学校の新築について、「月形町の将来にふさわしい施設をゼロから作り上げることが可能という観点においても大いに賛成する」という内容となっています。

いただきましたご意見への町の対応としましては、3頁の真ん中辺りの欄の「町の考え方」に記載のとおりとなっています。一読させていただきます。

いただきましたご意見のとおり、我が国では人口減少時代に突入し、かつて経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。特に本町を含めた過疎地域では、その動向は顕著であり、より一層の地域経済の縮小が懸念される状況となっています。長期的に持続可能な地域社会を実現していくためには、学校や図書館だけでなく公共施設全般について、選択と集中、集約や複合化などへの取り組みを進めていく必要があります。

今回の基本構想（案）の作成にあたり、事前に町立図書館の義務教育学校への複合化につきましても役場内の各関係部署を含めて庁内協議を行いました。結論から申し上げますと、本基本構想（案）には町立図書館の複合化を盛り込んでいません。前述のとおり、まち全体としての公共施設再配置の必要性を念頭に置き、町立図書館と学校図書館の統合による図書館機能の充実、蔵書や施設機能の重複を無くすことによる経済性、児童生徒の学習における図書館活用機会の拡大や充実などを踏まえ、中長期的な視点に立って協議を行いました。今回、複合化を盛り込まなかった主な理由としましては、現在進めているまち全体の計画に加え、事業費と財源、必要面積の確保、学校におけるセキュリティの問題や課題などを総合的に判断した結果となっています。

町立図書館の現状につきましては、建物の老朽化が進んでおり、公共施設等総合管理計画（平成29年策定）や総合振興計画後期基本計画（令和2年策定）により、将来的な建て替えや他施設との統合の検討が必要な状況となっています。そのような中であって、月形小学校の跡地を活用する「月形町地域拠点施設整備等に関する整備方針」が令和3年3月に策定されました。整備方針では「図書館等の公共施設の役割を担う機能を備えた施設を目指す」、「現在の図書館を移設し、幅広い世代が利用しやすい空間を整備する」とされており、地域拠点施設への町立図書館設置の方向性も示されたところであります。

このような状況に加え、町立図書館を学校へ複合化すると仮定した場合、床面積の一定程度の増加が見込まれ、それに伴う事業費の増加や建物面積・配置の課題、町立図書館部分が学校建物でなくなることによる補助金の減少と実質負担の増加など、新たに解決しなければならない問題や課題も想定されるところです。その他、学校施設内に町立図書館を設置することにより、時間や期間を予め制限して施設利用することのできる学校開放事業とは異なり、一般の方々が学校施設内に常時出入りすることとなるため、学校のセキュリティの確保や管理方法の課題、児童生徒・保護者の方々に理解を得られるかなども懸念されるところであります。これらの問題や課題の解決には、相当程度の期間を要するものと

考えられます。

このような状況を総合的に鑑み、本基本構想(案)につきましては、町立図書館の複合化を盛り込んでおりません。しかしながら、他市町村でも公立図書館を学校へ複合化している事例は多くあります。いただきましたご意見のような将来性も考慮しながら、第2章の1の「(6)将来に向けた学校」における「可変性のある施設環境を目指す」このことにより対応していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

なお、本基本構想(案)に「図書館」の文言はなく、すべて「図書室」となっています。ご意見のあった(10)地域連携施設の項目における「地域住民の利用が可能な施設環境を検討」につきましては、同項目に記載のとおり主に「学校開放事業」などの検討を想定しています。となっています。

「町の考え方」に関しましては、このような内容として、本「基本構想(案)への反映」につきましては、「なし」とさせていただきます。

以上のとおり、町立図書館の義務教育学校への複合化につきまして、本基本構想(案)作成前の昨年9月に役場内の各関係部署を含めて庁内協議を行っております。その協議経過を踏まえて、今回、「町の考え方」及び「基本構想(案)への反映『なし』」としてパブリックコメント結果(案)を作成させていただきました。

以上、義務教育学校基本構想(案)に対する意見募集の結果【案】について、ご説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。
- 岸上職務代理 義務教育学校に図書館を複合化した場合は、司書を置くのですか。司書は学校職員なのでしょうか。
- 古谷教育長 学校職員ではなく、町の職員を置くことになろうかと思います。
- 岸上職務代理 セキュリティの問題は重要だと思います。小学生や中学生の読む本と大人が読む本は分けてほしいと思います。
- 古谷教育長 その他、質疑ございませんか。
- 古谷教育長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第1号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第1号は本案のとおり可決されました。
続きまして、議案第2号 月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定についてを議題といたします
上葛主幹説明願います。

- **上葛主幹** 議案第2号 月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定についてをご説明します。

議案書5ページをお開きください。

議案第2号 月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

先ほどのパブリックコメントに係る修正につきましては、「なし」とさせていただきましたが、昨年12月の基本構想（案）の公表に伴う各関係機関への説明を行っていく中で、一部修正が必要と考えたところがありました。

修正箇所につきましては、基本構想（案）の9頁、第2章の「2 建設概要」「（3）建設形態」の項目になります。

内容としましては、新たに「校舎」を建設することを記載していますが、その「校舎」という文言について、「校舎・屋内運動施設」にするというものです。

5頁の一番右の欄に「理由」を記載しています。

建設区分として、校舎と屋内運動施設は分けられています。本基本構想（案）につきましては、屋内運動施設も建て替える内容となっておりますが、より分かりやすく適切な表現とするため、「校舎」を「校舎・屋内運動施設」に改めます。また、これに伴う文言統一のため「屋内運動場」を「屋内運動施設」に改めます。

としています。

建設内容につきまして一切変更するというものではありません。「体育館も建て替える」ということをより明確にするための内容となっております。

今回の修正を行い、基本構想を確定したいと考えています。1月末に先ほどのパブリックコメント結果の公表を行い、2月早々に策定の公表を予定したいと考えております

なお、修正か所については、資料の6頁を参考にいただければと思います。

また、修正後の基本構想（案）につきましては、別添「基本構想（案）」1月24日付けとなっております。

以上、月形町義務教育学校基本構想（案）の修正及び策定について、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ **古谷教育長** ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

○ **目黒委員** 月形町義務教育学校基本構想 8 ページ 2 施設概要 (2) 学校規模の《算定内容》には、屋内運動場となっていますが。

○ **上葛主幹** その部分は、国庫補助上の必要資料となっており、国庫補助の表現上屋内運動場と表記されています。

今後のスケジュールについてご説明します。明日、1 月 25 日 (水) に本内容を総合教育会議へ諮る予定としています。

今回の教育委員会及び総合教育会議を経て、先ほどのとおり今月中にパブリックコメントの公表を行い、2 月早々に基本構想策定の公表を予定しています。

○ **古谷教育長** その他、質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 2 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第 2 号は本案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 3 号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 4 号 月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則の制定についてを関連がありますので一括議題とします。

野本主幹説明願います。

○ **野本主幹** まず、議案第 3 号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明します。

議案書 7 頁をお開きください。併せて本日お配りしました別紙新旧対照表をご覧ください。

議案第 3 号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則 (平成 13 年月形町教育委員会規則第 4 号) 第 2 条第 1 号の規定により月形町博物館条例の一部を改正する条例の制定について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

昨年４月、月形樺戸博物館が町から教育委員会に管理移管されましたが、現在、月形樺戸博物館条例では旧樺戸集治監本庁舎及び月形樺戸博物館本館が、月形町農業研修館設置及び管理に関する条例では、月形町農業研修館が設置されています。実体的には、この３施設を月形樺戸博物館と呼び一体管理していることから、月形樺戸博物館条例を改正し、条例においても一体施設として、設置・管理するものです。

内容としては、新たな第５条では、博物館が行う事業を規定していますが、第４号として、「他の博物館と連携し、及びこれからの研究活動に協力すること。」を加え、新たに加えた第３条に博物館に置く施設として、第１号に旧樺戸集治監本庁舎、第２号に月形樺戸博物館本館、第３号に月形樺戸博物館別館を加え、これらに伴う条と号の繰り下げを行うものです。

また、附則第１項で施行期日を令和５年４月１日とし、附則第２項で月形町農業研修館設置及び管理に関する条例の廃止を規定します。

続いて、議案第４号 月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則の制定についてをご説明します。

議案書９頁をお開きください。

議案第４号 月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則の制定について

月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものです。

本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

議案第３号でご説明しましたとおり、月形樺戸博物館条例の改正で新たに第３条が加えられたことから、第１条の（趣旨）に規定されている同規則の根拠条文である同条例第９条が第１０条に繰り下がることに伴う改正です。それと、第３条（休館日）で冬期間の休館を１２月１日から翌年３月３１日と規定されておりますが、数年前より、４月１日を待たず３月２０日から博物館はオープンしており、休館日の最後の日を「３月３１日」から「３月１９日」に改めるものです。また、第１３条では資料の貸出しができる者を規定しておりますが、第１号で博物館法が改正されたことに伴う引用条文の繰り下げにより、「第２９条」を「第３１条」に、同法の条文の改正に伴い「文部科学大臣の指定した」を「指定された」に改めるのもです。

また、附則第１項で施行期日を令和５年４月１日とし、附則第２項で博物館条例と同様に月形町農業研修館設置及び管理に関する条例施行規則の廃止を規定します。

以上、月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について及び月形樺戸博物館管理規則の一部を改正する規則の制定についてを一括説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号及び第4号は本案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第3号及び第4号は本案のとおり可決さ
れました。続きまして、議案第5号 月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
の制定についてを議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案第5号 月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の
制定についてをご説明いたします。

議案書11頁をお開きください。

議案第5号 月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものです。
本日の提出です。

提案の趣旨についてご説明いたします。

当規則第3条(傍聴できない者)では、第1号で「精神に異常がると認められる者」と
規定されており、この規定が障害を理由とした差別に当り、不適切と判断されるためこの
号を削るものです。

施行期日は、公布の日からといたします。

以上、月形町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について説明せていた
だきました。ご審議のほどよろしく願います。

○ 古谷教育長 ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は本案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** ご異議なしと認めます。よって議案第5号は本案のとおり可決されました。続きまして、報告第1号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年12月分・令和5年1月分)を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

- **五十嵐教育次長** 報告第1号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年12月分・令和5年1月分)についてをご説明します。

議案書13頁をお開きください。

報告第1号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年12月分・令和5年1月分)について

令和4年12月分・令和5年1月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書14頁・15頁をご覧ください。

令和4年12月、令和5年1月ともに令和4年11月から変更はなく、小学校が75名、中学校が53名、計128名となっています。

以上、報告第1号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

- **古谷教育長** お諮りします。報告第1号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第1号は報告のとおり承認されました。

- **古谷教育長** 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和5年第1回月形町教育委員会を閉会します。

(午後4時40分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和5年1月26日

教 育 長 古 谷 秀 樹